

## 6. 介護職員等の処遇改善に関する加算の届出について

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「処遇改善加算等」という。）は、算定する年度ごとに介護職員等への賃金・処遇改善に係る「計画書」「実績報告書」を指定権者に提出する必要があります。

### 1. 令和6年度算定分の計画書について

令和6年度介護報酬改定に向けて、加算を簡素化して介護職員の処遇改善に関する措置の活用を進めることを目的に『処遇改善加算の一本化』が検討されています。併せて、事業者による取組をより実効性が高いものとする観点から『職場環境等要件等の見直し』も検討されています。

届出書の様式や提出方法、提出期限等、詳細が決まりましたら市ウェブサイトにてお知らせしますので、今しばらくお待ちください。

### 2. 令和5年度算定分の実績報告書について

対象となる職員に対し、加算額以上の賃金改善を完了させた上で、実績報告書を各指定権者に提出してください。実績報告書の提出期限は、最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日です。実績報告書の提出は、加算の算定要件のひとつであり、報告書の提出がない場合、加算の要件を満たしていない不正請求として、処遇改善加算等の全額が返還になることがありますのでご注意ください。

【令和5年度算定分の実績報告書の提出期限】（末日が閉庁日の場合は、翌開庁日）

区分	処遇改善加算等の算定期間	提出期限
定期報告	令和6年3月まで	令和6年7月31日（水）
事業廃止※	令和6年2月以前まで （例）令和6年1月まで	最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日 （例）令和6年5月31日

※年度途中のサービス廃止等により、最終の加算支払い月が5月ではない場合、提出期限は令和6年7月末とはなりませんので、事業所単位で計画書を作成している場合は特にご注意ください。

### 3. 留意事項

処遇改善加算等の実績報告書等への記載内容の虚偽や、請求に関して不正を行った場合には、支払われた処遇改善加算等の返還を求められるだけでなく、介護事業者の指定取消等の行政処分の対象となることがあります。処遇改善加算等の届出を行った事業所は、当該事業所における賃金改善を行う方法等について計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても職員に周知しなければなりません。また、職員から処遇改善加算等に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について、書面を用いる等、分かりやすく回答する必要があります。